

奈良県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
かるがも薬局東生駒店	○ 生駒市東生駒二―二〇七―一二	平成三十年三月三十一日
南王寺診療所	北葛城郡王寺町畠田四丁目一―一七 王寺メディカルヴィラ	平成三十年四月三十日
うえは整形外科	一 橿原市白橿町二丁目二二―一―	平成三十年四月三十日
わだばやし皮膚科	A 大和高田市今里町五―二八―一	平成三十年五月六日